

「納税者の権利憲章」シンポジウム開催される

全国各地から、各界各層二四〇名が参加

権利憲章の制定は世界の趨勢

去る四月二日、東京永田町の全国町村会館において、TCフォーラム準備会主催による「納税者の権利憲章」制定のためのシンポジウムが開催されました。当日は、湖東京至(税理士・TCフォーラム事務局長)、森ひろ子(全国青年税理士連盟) 兩名の司会により開会され、はじめに、このシンポジウムが北は北海道から南は九州まで、学者・研究者、法律・税務の実務家(弁護士・税理士)、中小事業者、サラリーマン、市民団体、業者団体・労働団体など、かつてないほど幅広い人々が参加している旨紹介されました。さらに国会から社会、共産、公明各党の議員(秘書)も参加しました。これはこの問題に対する関心がいかに高いかを物語っています。

また、いくつかのマスコミの取材もあり、シンポジウムの模様は全国に報道されました。

日本は本当に民主主義国家か？

—— 暉峻淑子教授があいさつ ——

呼びかけ人を代表する暉峻淑子埼玉大学教授(生活経済学)は自身の学問の立場や税務申告の経験から、日本に本当の民主主義があるのだろうか?と問題を投げかけました。

暉峻教授はわが国の場合、払った税金とその還元関係が不透明で、医療、教育、図書館、公共建造物、公園などに税金が充分使われていない、一九七七年には一般会計中、社会保障費が二十パーセントあったのに、消費税が導入された一九九〇年には一六・六パーセントに下がっている。そのうえ利用者負担(例えば国立大学の入学金や授業料)が増え、福祉国家とはとうてい言えない、と述べました。

また、日本のサラリーマンは契約もしていないのに黙って源泉徴収されてしまい、税痛がないため、重税による革命さえ起きない。おかしいことが沢山あるが、それを見過ぎささないようにしたい。民主主義は口を開けて待っているものではなく、自から努力して求めていかなければ手に入るものではない、と強調しました。

無権利状態にある日本の納税者

つづいて北野弘久日大教授(法学博士、憲法・税財政法)は、憲法の示す納税者の権利に触れながら、「四三〇〇万人ともいわれるサラリーマン納税者は現行源泉徴収制度のもとでは事実上『植物人間』の地位に追いやられており、そのため租税国家のあり方を統制することができない。だから、金丸前自民党副総裁の巨額脱税事件のようなことがおこる。」と憤りをもって講演しました。そして「納税者の権利をどのように認めていくかが民主主義のパロメーターであり、この点から考えるとわが国は、非常に遅れている後進国である。一日も早く、サラリーマン納税者に申告納税権を与え、全ての納税者の権利を保護するための『納税者憲章』ないし『納税者基本法』を制定するとともに、『税務行政手続法』の制定を行う必要がある。」と問題提起を行いました。

谷山治雄税制経営研究所長は「諸外国における納税者権利保護の現状」と題して講演し、OECD諸国のなかでドイツ、フランス、アメリカ等には課税手続法(税務行政手続法)があり、カナダ、イギリスには納税者憲章がある、これらの国々も決して税金は軽くないばかりか、税務署もかなり乱暴なことをやってきた。そのためこうした法制度が生まれているわけで、これは世界の趨勢となっている。これらの国々と比べると日本は著しく遅れている。とのべました。

さらに、憲章の制定にあたっては、

- (1) 納税者を主権者やとして丁寧に扱うこと
- (2) 正直な一般の納税者と悪質な脱税者(例えば金丸前自民党副総裁など)とを峻別すること。
- (3) 税負担を法の定めるところにより最少限にする権利
- (4) 税務調査(実地調査)における適正手続き
- (5) 調査結果の理由付記その他税務当局の保有する情報の公開、
- (6) 不服審査における権利保障

その他種々の権利の保障を盛り込む必要がある、と指摘しました。また、イギリスの税務行政の現状について資料をもとに詳細な報告がありました。



呼びかけ人を代表して挨拶する暉峻埼玉大教授(中央)
左は社共の国会議員

社、公、共、各党衆議院議員が出席

TCフォーラム事務局は、自、社、公、共、民、連合参議院の各党に対し、シンポジウムへの出席要請をしました。これにこたえて当日、日本社会党から佐藤恒晴議員（福島一区選出衆議院大蔵委員）、同常松ひろし議員（東京七区選出衆議院運輸委員会理事）、日本共産党から正森成二議員（大阪一区選出衆議院大蔵委員）、公明党から日笠勝之議員秘書（岡山一区選出大蔵委員会理事）の各氏が御出席下さいました。

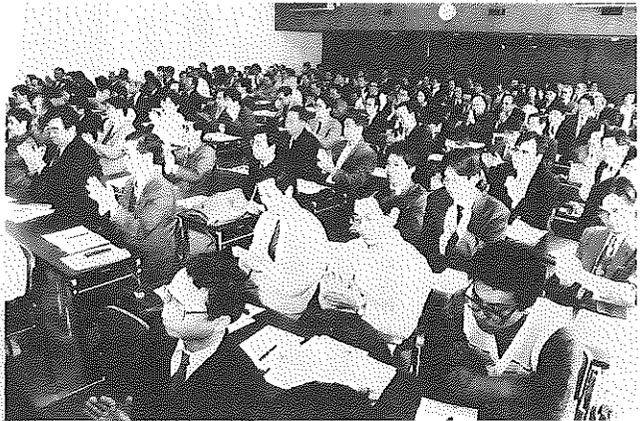
挨拶のなかで、社会党の佐藤恒晴氏は「納税者基本法」（同氏私案）を同党政審に提出した旨、また共産党の正森氏は昨年2月に発表した同党の「納税者憲章（草案）」を紹介し、両氏とも納税者の権利保護は焦眉の急であり、権利憲章の制定にむけ、頑張っていく旨決意の表明がありました。

弁護士、税理士、事業者、サラリーマンから発言

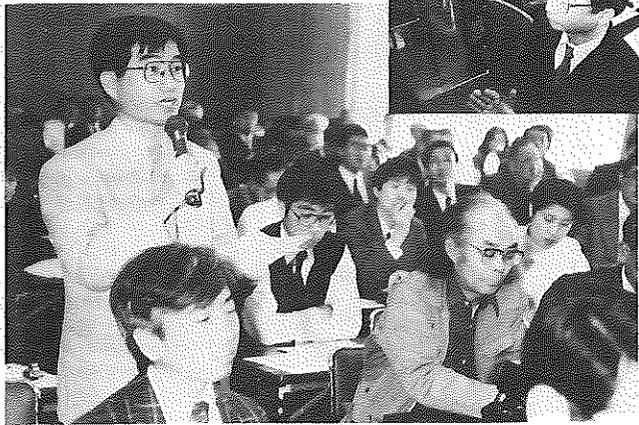
参加者からの発言として、まず弁護士の永尾廣久氏（福岡県不知火合同法律事務所）が立ち、自身の税務調査における不当課税に対し、国税不服審判所であつた経過を簡単に紹介（不当課税永尾事件）、現在その還付加算金の雑所得課税をめぐる第二次不当課税永尾事件として争っている旨報告が有りました。

税理士の益子良一氏（全国青年税理士連盟会長）は、行政手続法が国会で成立する見通しだが、この法案から税務行政は全く除外されている、税務行政手続法を制定することが納税者の権利保護のためにどうしても必要だ、と強調しました。

倉本鉄男氏（全商連常任理事）は、最近税務調査中に倒れた納税者を放置して死に至らした事件があり、各地で人権無視の調査が頻発している。一日も早く「納税者の権利憲章」をつくってほしい。また、サラリーマンの申告権を確立することは納税者としての意識向上になり、民主主義の発展につながる、とのべました。



税務行政に不満をぶつける参加者



熱気あふれる会場

サラリーマン、労働者の立場から中島剛二氏（都職労）は自分が回復不能の「植物人間（税制上）」であるとしながら、給与所得者が納税者として一人前に扱われるよう声を大にすることがなによりも大切で、年末調整と確定申告の選択制をまず取り入れ、さらにフランスのように、確定申告を選択した者に概算率でいくらか実額経費でいくらか選択させるべきだ、と発言しました。

牛島昭三氏（税理士・牛島税理士訴訟の原告）は、韓国の税務行政を視察した感想を述べ、いくつかの点で日本は韓国よりいかに遅れているかを指摘しました。また、自身が日税連を相手どって団体献金が憲法に違反する（思想信条の自由など）として訴訟を起こしているところから、金丸脱税事件のひとつの要因が、企業団体のヤミ献金にあり、これを禁止させることが今後も重要である旨、訴えました。

北海道から参加した税理士滝沢憲弘氏は現在氏自身が代理人となっている札幌の某社の事件について発言しました。この事件は社長のサイフの中まで見せろという乱暴なもので、職権濫用罪にあたるとして税務署員三人を刑事告訴しています。

金丸巨額脱税に抗議する緊急アピールを採択

会場から金丸前自民党副総裁の脱税事件に対し抗議する発言が相次いだことに鑑み、事務局は左記の案文を提案したところ、参加者の万雷の拍手によって採択されました。なお案文の朗読は、金丸前議員の地元、山梨県甲府市から参加した依田勝見氏（全商連・山梨県連）が行いました。

金丸巨額脱税に抗議する緊急アピール

金丸前自民党副総裁は去る三月、東京地検特捜部によって脱税容疑で起訴された。隠した所得は一九八七年、八八年分で約十八億五千万円の巨額にのぼりその蓄財は、押さえられただけでも七十数億円に達するという。別に公設秘書であった生原被告も一九八八年から四年分で約五億七千万円の脱税所得があつたとして起訴されている。

これらの資金源のほとんどは企業・団体のヤミ献金である。国政の中核にある者がヤミ献金を受け、巨額な脱税を行ったことに対し、重税に苦しむ国民、納税者の怒りは頂点に達している。

しかも、わが国の場合、所得税納税者の約九十パーセント、四千三〇〇万人ものサラリーマンは自ら税務署に申告する権利さえあたえられてない。サラリーマンに対しこのように奴隷的扱いをしているのは先進諸国のなかでわが国だけである。

一方、真面目に申告している一般の中小事業者に対しては弱い者いじめの税務調査が横行し、あまりのひどさに自殺する者さえ出ている。

われわれは金丸前自民党副総裁の巨額脱税に強く抗議すると共に、国政の中核にある他の政治家に対しても徹底した課税を行い、併せて、脱税の資金源である企業・団体の献金を一切禁止することを要求する。

一九九三年四月二日

「納税者の権利憲章」をつくる会
(通称TCフォーラム)

秋には創立総会を

最後に閉会のあいさつをした村上晴男氏（税理士・TCフォーラム事務局）は、今後の進め方として、会員を増やし、全国各地で「納税者の権利憲章」について学習を深め、今秋には結成総会を持ちたい、と提案しました。